

## 第76回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和4年2月10日（木）11：00～

場所：県庁7階 災害対策本部室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

(1) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく  
警戒レベルの判断について

(2) 「基本的対処方針」に基づく2月14日（月）以降のまん延防止等  
重点措置（第4弾）要請について

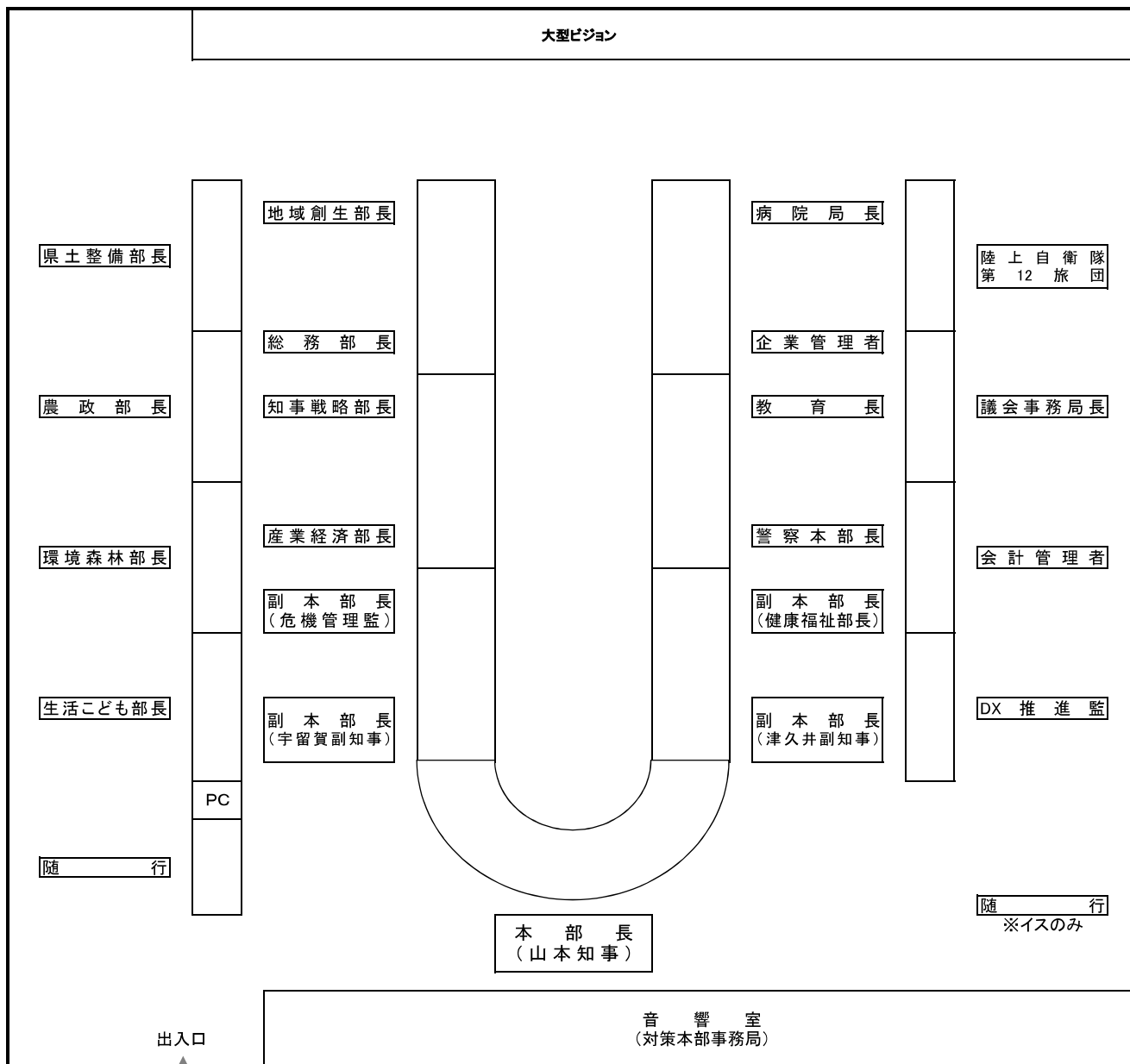
(3) 各部局からの報告事項について

(4) その他

### 4 閉 会

# 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表

(県庁7階 災害対策本部室)

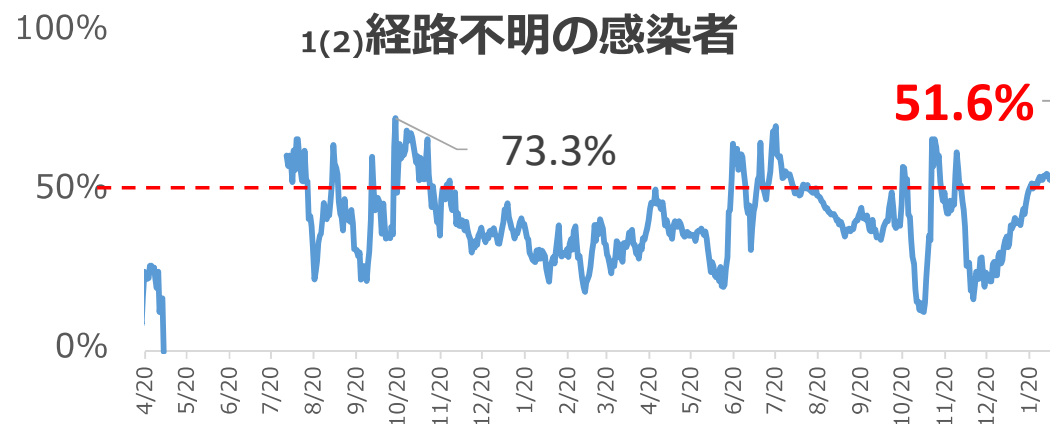
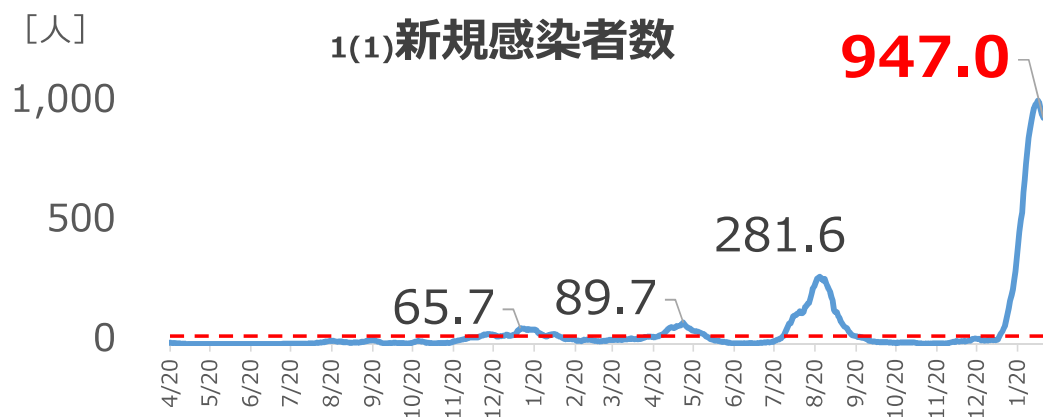


# ＜警戒レベル移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値※ (2/9)	過去最高値
1 感染の状況	(1)新規感染者数	平均 <b>40</b> 人/日	<b>947.0</b> 人	<b>1018.4</b> 人
	(2)感染経路不明の割合	感染経路不明 <b>50</b> %	<b>51.6</b> %	<b>73.3</b> %
	(3)検査の陽性率	平均 <b>7</b> %	<b>49.1</b> %	<b>49.1</b> %
	(4)今週先週比	<b>1.0</b> 以上が <b>10</b> 日間継続	<b>0.96・0</b> 日間継続	<b>54</b> 日間
2 医療逼迫の状況	(1)病床使用率 (568床中)	レベル0,1 <b>0～30</b> %未満	<b>60.7</b> %	<b>78.4</b> %
	(2)重症病床使用率 (37床中)	レベル2 <b>30～50</b> %未満 レベル3 <b>50</b> %以上or3週間後に確保病床到達	<b>16.2</b> %	<b>40.8</b> %
	参考 入院率、療養者数、 重症者数、中等症者数、 自宅療養者と調整中の合計	【レベル引下げ時】 <b>減少・改善傾向にあること</b>	—	—

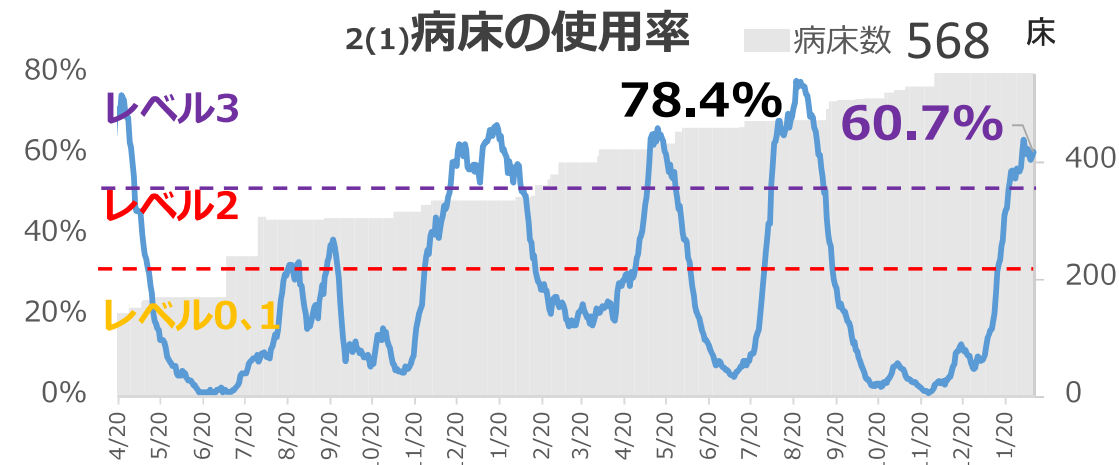
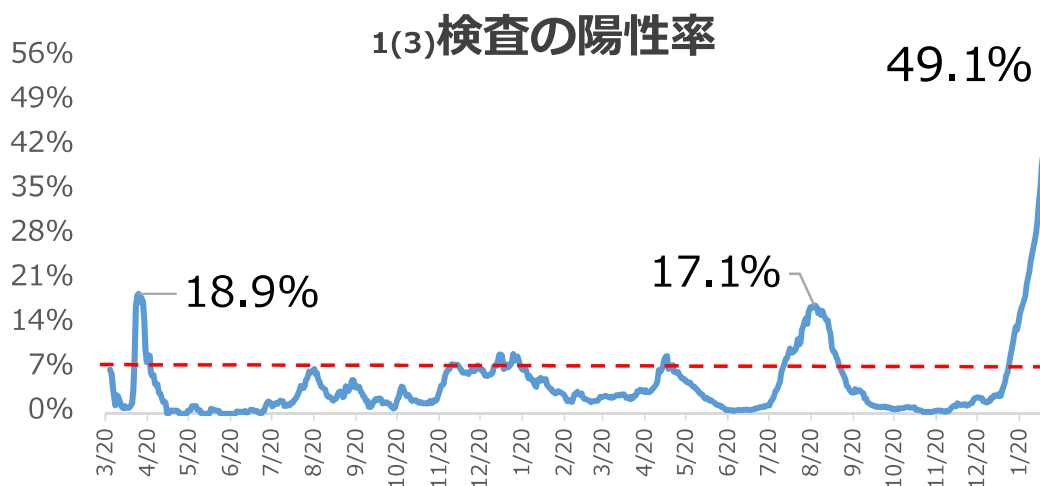
※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。  
 ※1の(1)～(3)は**1週間**の移動平均。 ※陽性率は推定値で、民間・病院の検査結果により後日変動します。

# 判断基準 客観的な数値の推移



※ 1(1)~(3)は1週間の移動平均値

※ R2.5.11~8.3は判明数が少ないため、割合ではなく人数で判断



※ 検査には、抗原検査を含みます。(R2.5.31~) ※ 陽性率は推定値で、民間・病院の検査結果により後日変動します。

## 警戒レベル移行の判断基準(②総合的な状況)について

健康福祉部 R4.2.9

項目	内容	評価	状況
1 感 染 状 況	ワクチン接種の状況	△	別紙参照
	近隣都県の感染状況	△	<b>【実効再生産数】</b> ・参考：東洋経済オンラインによる推定値(2/8時点) <b>東京都 1.14 群馬県 1.03</b>
	群馬県の感染状況		
	入院状況	○	<b>【退院者の平均在院期間】</b> 10月：11.7日 11月：11.6日 12月：10.0日 1月：8.7日
	クラスターの発生状況	×	<b>【直近のクラスター発生状況】</b> 10月：2件 11月：0件 12月：5件 1月：79件 2月：27件 10月 太田福祉施設・桐生福祉施設、太田工場 12月 太田工場、桐生福祉施設、桐生工場、前橋工場、太田学校等 1月 学校31件、保育施設16件、福祉施設18件、事業所等8件、医療機関6件 2月 学校8件、保育施設3件、福祉施設13件、事業所等1件、医療機関2件
2 医 療 提 供 体 制	PCR検査件数	△	<b>【PCR等検査可能医療機関数(2/7現在)】</b> <b>診療・検査外来 674か所</b> ※参考 検査外来(旧地域外来・検査センター) 13か所
	一般医療への影響	△	<b>【一般医療への影響(2/7現在)】</b> ・入院等の延期や救急の受入中止等を行っている病院があり、 <b>救急搬送に影響が出ている。</b> (感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果)
	救急搬送困難事案	△	<b>【救急搬送困難事案の状況(2/7現在)】</b> 前週の救急搬送困難事案は、前々週と比較してやや減少したが、高い水準で推移している。

# 新型コロナウイルスワクチンの接種について

4.2.10健康福祉部  
新型コロナワクチン接種推進局

## 1 全年代県内接種実績

接種対象者別集計表（VRS集計）（2月9日集計時点）

対象者	1回目		2回目	
	接種累計	接種率	接種累計	接種率
医療従事者等	108,431	109.53%	108,051	109.14%
高齢者	540,260	92.80%	537,413	92.31%
一般(12歳-64歳)	936,610	78.20%	927,092	77.40%
対象者合計(12歳以上)	1,585,301	89.06%	1,572,556	88.35%

対象者	接種累計	3回目		
		接種率		
		12歳以上	18歳以上	全人口
医療従事者等	67,744	68.43%	68.43%	68.43%
高齢者	88,262	15.16%	15.16%	15.16%
一般(64歳以下)	5,692	0.48%	0.52%	0.41%
対象者合計(12歳以上)	161,698	9.08%	9.67%	8.26%

【対象者数について】

①医療従事者：約69,000人で接種率を算出

②高齢者施設従事者：約30,000人で接種率を算出（総人口の1.5%程度）

③高齢者：令和3年度住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計

④一般（12歳-64歳）：令和3年度住民基本台帳年齢階級別人口の12歳から64歳以下の者の合計

※総人口：令和3年度住民基本台帳年齢階級別人口

※令和2年12月25日付け健発1225第1号（新型コロナウイルスワクチンに係る接種券等の印刷及び発送について示された算出方法を使用

## 2 年齢階層別接種実績

年代	人口	2月9日					
		1回目	1回接種率	2回目	2回接種率	3回目	3回接種率
10代	145,485	112,176	77.1%	109,616	75.3%	194	0.1%
20代	191,674	160,213	83.6%	157,989	82.4%	10,553	5.5%
30代	206,795	170,109	82.3%	168,201	81.3%	13,880	6.7%
40代	280,655	237,483	84.6%	235,941	84.1%	18,633	6.6%
50代	255,792	236,328	92.4%	235,369	92.0%	16,129	6.3%
60代以上	699,537	656,840	93.9%	654,648	93.6%	102,122	14.6%

【集計方法について】

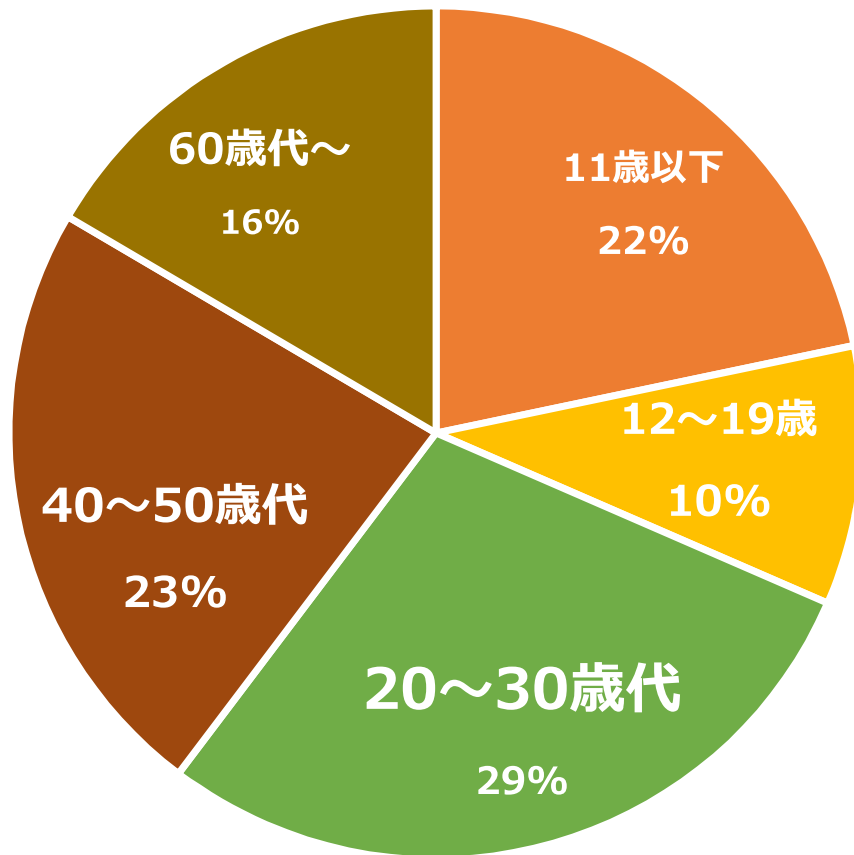
※ VRS の接種実績から集計

※ 各人口：令和3年度住民基本台帳年齢階級別人口

※ 10代の人口は12-19歳

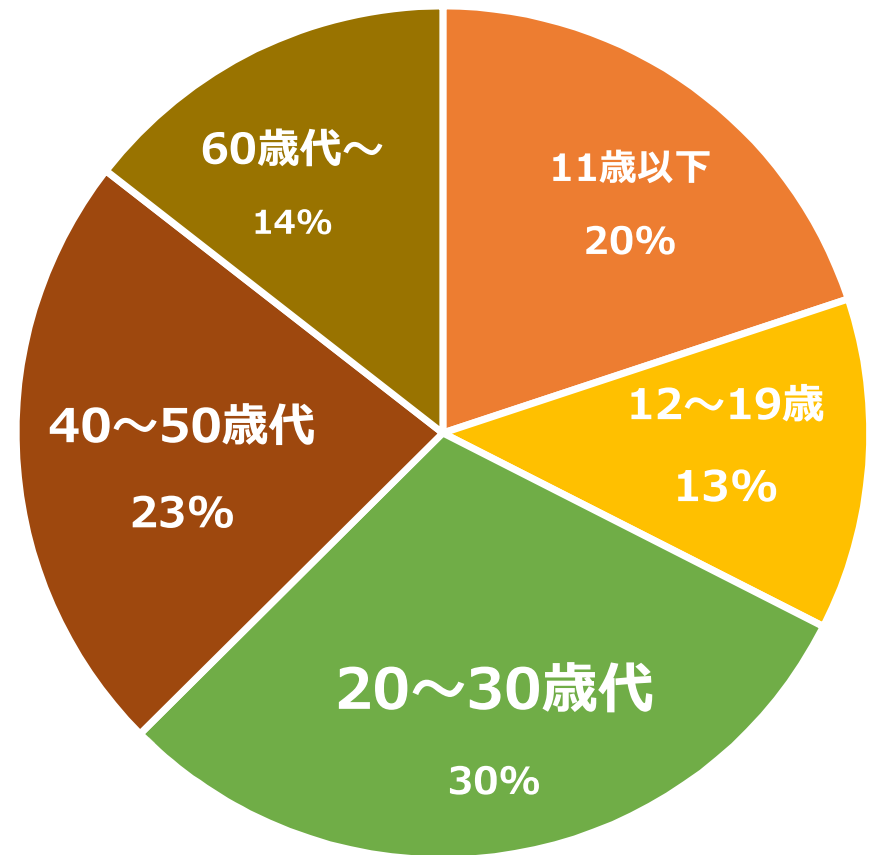
# 新規感染者の状況（年代別）

**1週間** (2/3~2/9 6,618人)



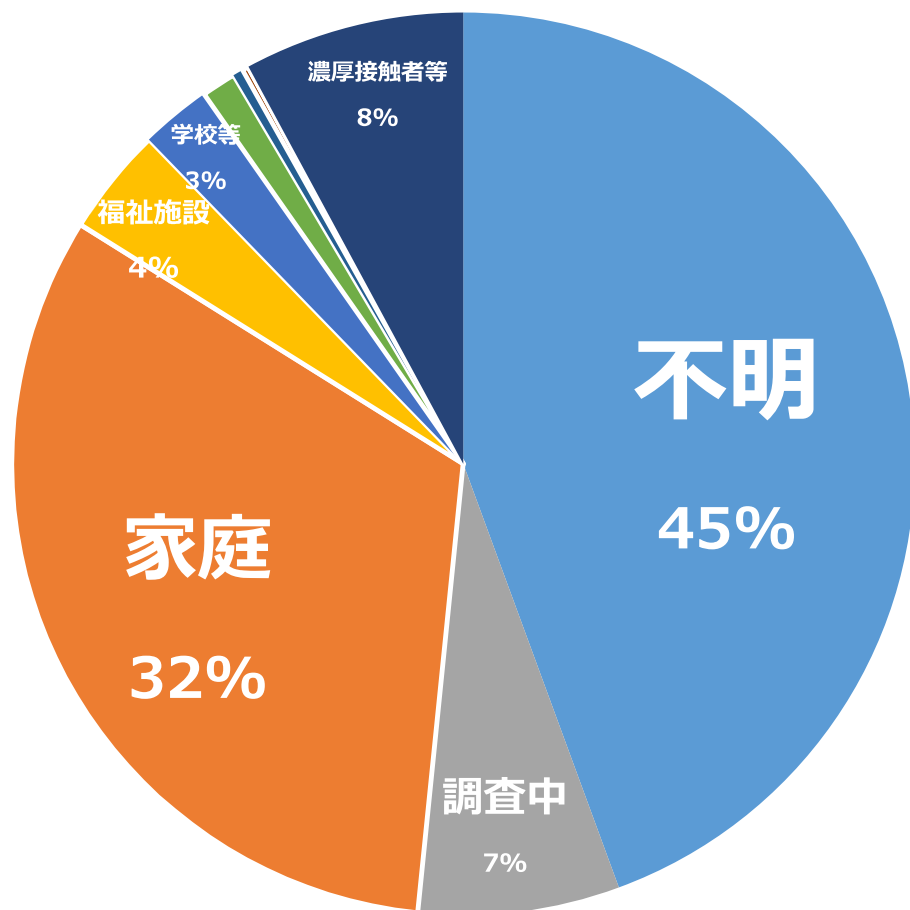
年齢不明を除く

**【参考】 1か月** (1/10~2/9 20,810人)

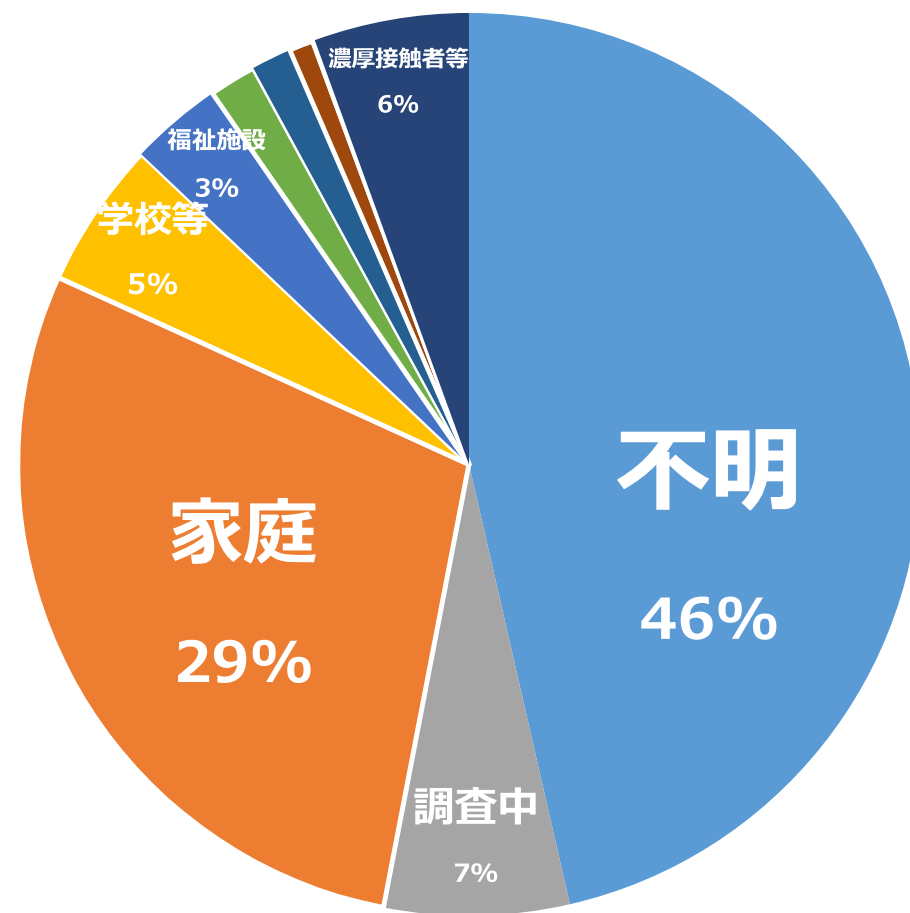


# 新規感染者の状況（推定感染経路別）

**1週間**（2/3～2/9 6,629人）



**【参考】1か月**（1/10～2/9 20,848人）





# まん延防止等重点措置：2 / 14 ~ 3 / 6 (案)

※国と要調整  
R4.2.10 危機管理課

措置区域	警戒レベル	県民への要請	イベント開催 ※特措法第24条第9項			
		外出等	区域	制限 ※1	安全計画策定イベント ※2	その他のイベント
全市町村	警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染防止対策の徹底</li> <li>・「新しい生活様式」等の実践</li> <li>・混雑しているところなど、感染リスクの高い場所への外出は自粛</li> <li>・不要不急の県外移動は極力控える</li> <li>・飲食店等における5人以上の会食自粛</li> </ul>	措置区域	人数上限	20,000人	5,000人
				収容率	100%	【大声なし】100% 【大声あり】50%
			※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度 ※2 大声がなく、5,000人超かつ収容率50%超のイベントは策定（措置区域においては5,000人超）			

※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない  
 ※感染状況によっては、期間を待たずに重点措置の解除に係る国への要請を検討

# まん延防止等重点措置：2 / 14 ~ 3 / 6 (案)

※国と要調整  
R4.2.10 危機管理課

措置 区域	警戒 レベル	事業者への要請		
		時短要請		その他
		認証店	非認証店	
全市町村	警戒 レベル2	【業種】飲食店等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店等における5人以上の会食自粛</li> <li>・基本的な感染防止対策の徹底</li> <li>・業界ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の遵守及び明示</li> <li>・ストップコロナ！対策認定店制度への登録推奨</li> <li>・高齢者施設・病院における直接面会禁止</li> <li>・出勤者数の削減の取組を強力に推進</li> </ul>
		午後9時まで (酒類提供可)  又は  午後8時まで (酒類提供禁止)	午後8時まで (酒類提供禁止)	

※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない  
 ※感染状況によっては、期間を待たずに重点措置の解除に係る国への要請を検討

# まん延防止等重点措置延長に伴う営業時間短縮要請及び協力金の取り扱い

(R4.2.10 総務部・産業経済部)

## 1 営業時間短縮要請

### (1) 要請範囲

#### ①対象地域

(重点措置区域) 全県 (35市町村)

#### ②対象施設 (「ストップコロナ!対策認定店」を含む)

ア 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け、午後8時から午前5時までの間に営業している以下の店舗 (宅配、テイクアウトサービスを除く)

・ 飲食店 (居酒屋を含む)、喫茶店、遊興施設等 (スナック、バー等)、結婚式場

イ 午後8時から午前5時までの間に営業しているカラオケ店 (飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)

#### ③要請内容

【ストップコロナ!対策認定店】 (以下、認定店)

要請開始日において、次のいずれかを選択できるものとする。

選択

(区分1)  
・ 午後9時から午前5時までの営業自粛  
・ 酒類の提供は午前11時から午後8時まで  
・ 感染防止対策の実施  
・ 同一グループ・同一テーブル4人以内  
※ 午後9時から午前5時までの間に営業している店舗のみ。

(区分2)  
・ 午後8時から午前5時までの営業自粛  
・ 酒類提供の終日自粛  
・ 感染防止対策の実施  
・ 同一グループ・同一テーブル4人以内

【その他店舗】

(区分2)  
・ 午後8時から午前5時までの営業自粛  
・ 酒類提供の終日自粛  
・ 感染防止対策の実施  
・ 同一グループ・同一テーブル4人以内

### (2) 要請期間

・ 令和4年2月14日 (月) ~ 3月6日 (日) (21日間)

### (3) 対象店舗数

・ 約14,600店 (飲食業営業許可・喫茶店営業許可)

※うちストップコロナ!対策認定店: 約3,800店

## 2 協力金

### (1) 支給対象者

- ・対象地域内に店舗を有する事業者であって、要請期間の全期間（※）、県からの要請内容に協力した者。

※要請の延長であるため、協力開始日の猶予期間は設けない。

### (2) 協力金額（規模別）

【区分1：認定店で「午後9時までの時短」を選択した店舗】

方式区分		1日あたりの売上高	1日あたりの協力金単価
中小企業等	売上高方式	83,333円以下	2.5万円【下限】
		83,333円超～250,000円以下	1日あたりの売上高× <b>0.3</b>
		250,000円超	7.5万円【上限】
大企業 (中小選択可)	売上高減少方式	500,000円以下（売上高減少額）	売上高減少額×0.4 または 1日あたりの売上高×0.3 の低い額
		500,000円超（売上高減少額）	20万円 または 1日あたりの売上高×0.3 の低い額

【区分2：認定店で「午後8時までの時短」を選択した店舗及びその他店舗（非認定店）】

方式区分		1日あたりの売上高	1日あたりの協力金単価
中小企業等	売上高方式	75,000円以下	3万円【下限】
		75,000円超～250,000円以下	1日あたりの売上高× <b>0.4</b>
		250,000円超	10万円【上限】
大企業 (中小選択可)	売上高減少方式	500,000円以下（売上高減少額）	売上高減少額×0.4
		500,000円超（売上高減少額）	20万円【上限】

### (3) 所要額

- ・137億6,021万円（協力金・事務費）

【内訳】 協力金 134億9,040万円

事務費（協力金の2%） 2億6,981万円

※協力金の8割及び事務費…地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」

協力金の2割…地方創生臨時交付金「単独分」

※新たな予算措置は行わず、既決予算で対応

### (4) 留意事項

- ・認定店（ストップコロナ！対策認定店）については、全期間通じて午後8時から午前5時までの営業自粛（酒類の提供は終日自粛）の要請に応じた場合のみ、売上高に応じて1日あたり3万円から10万円の協力金を支給。
- ・「ストップコロナ！対策認定店」であるかどうかの判断は、原則として、要請開始日（2/14）時点の認定の有無で行う。（非認証店が要請期間中に認証店となった場合、認証を受けた日から認証店の要請内容に変更となる。）

# オミクロン株の特性を踏まえた感染防止策対応（保育所等）

令和4年2月10日

生活こども部

## ■これまでの対応

「保育所における感染症対策ガイドライン」や「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A」等に基づいた感染防止対策を徹底しながら原則開所

## 国の対応

### ■厚生労働省通知（R4.2.8）※分科会提言（R4.2.4）を受けたもの

- ・保育所の果たす社会的機能を維持するため、休園時の代替保育の確保（財政支援）
- ・オミクロン株の特性を踏まえた感染症対策として、以下の取組を実施
  1. 職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策の徹底
  2. 感染リスクの高い活動を避ける、少人数に分割した保育、大人数での行事の自粛、保護者参加の行事の見合わせなどの対応
  3. 保育士をはじめ保育所の職員に対するワクチンの追加接種の速やかな実施
  4. 濃厚接触者である保育士等への早期復帰のための検査の積極的实施
  5. 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨する（満2歳未満児には推奨しない。子どもや保護者の意図に反して無理強いしないなど、留意点を整理して現場に周知）

## 本県の対応

（保育所等への対応）

### ■「感染防止対策の徹底」による「原則開所」の継続

保育所等は社会機能の維持のために事業継続が求められる事業者であり、引き続き「ガイドライン」等を踏まえた感染症防止対策の徹底をしつつ、原則開所をお願いする。

### ■オミクロン株の特性を踏まえた対策

基本的感染症対策の徹底、行事自粛、マスク着用など厚生労働省通知で求められている取組について、管内市町村を通じて周知し、対策を呼びかける。

### ■事業主との協調（子どもを安心して育てられる環境づくり）

コロナ禍においても保護者が安心して子どもを育てられる環境づくりを推進するため、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の活用等を促進する。（事業主、保護者への呼びかけ）

※助成金の個人申請については、今後、手続きの簡略化が図られる見込み。

### ■休園時の代替保育の確保

休園となった保育所等の在籍児童が他の保育所等で代替保育を利用する際の財政支援の特例措置について、管内市町村あて周知し、地域の保育機能を維持する。